

児童扶養手当

平成22年8月1日から児童扶養手当が
父子家庭の皆さんにも支給さ
れます

ひとり親家庭の自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
児童扶養手当の支給を受けるためには、町へ申請（認定請求）が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。

◆父子家庭への支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）について、父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母が死亡した児童
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

※父や児童が公的年金を受けることができるときなどは、手当を

受けることができません。

◆手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等により、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決められます。

○児童1人の場合

全部支給	41,720円
一部支給	41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額

2人目	5,000円
3人目以降	1人につき3,000円

◆支給の手続き

●平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請されると、「8月分」から支給されます。

●平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請されると、「要件に該当した日の翌月分」から支給されますが、11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

◆申請に必要なもの

認定請求書の提出が必要になります。ほかに、受給資格者の戸籍謄本や住民票などを添付することになります。支給要件によつて添付する書類が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

◆問い合わせ先

こども課児童福祉係（保健福祉センター内）
☎【幕】54-3811



子ども手当の現況届の提出はお早めに

子ども手当の受給者は6月1日現在の受給者の状況等を記載した、「現況届」の提出が必要です。提出が必要な方には案内を送付していますので必ず提出してください。現況届が未提出の場合は、手当の支給が一時差止めになります。

◆提出が必要な方

平成22年3月時点で、「児童手当」を受給していて、自動的に「子ども手当」に継続され、「子ども手当」の手続きが必要なかった方。

◆提出が不要な方（平成22年度）

「児童手当」を受給していなかった方や、中学2年生・3年生の子どもがいる方などで、子ども手当新規認定請求書や子ども手当額改定認定請求書を提出し、平成22年4月以降子ども手当の認定を受けた方。

◆現況届の提出先

こども課児童福祉係（保健福祉センター内）、札内支所、糠内出張所、ふれあいセンター・福寿福祉係（保健福祉センター内）

☎【幕】54-3811